

鹿屋市移住・定住者就農支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市の農業を担う優れた中核的農業者を育成・確保するため、市外から移住又は定住した者が新たに就農する際に必要となる農業用の機械及び施設(以下「機械等」という。)を導入する費用に対し、鹿屋市移住・定住者就農支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則(平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、Uターン者(過去に市内に住所を有した者で、本市から転出し、再度市内に住所を有したものをいう。以下同じ。)については、鹿屋市農業後継者就農支援事業補助金(鹿屋市農業後継者就農支援事業補助金交付要綱(平成30年鹿屋市告示第205号)に規定する補助金をいう。以下同じ。)の交付を受けていない者に限る。

- (1) 市外に1年以上居住し、本市に転入した者のうち、転入後3年を経過していない者
- (2) 次のいずれかの基準を満たしている者で、就農後、農業に5年以上従事するもの
  - ア 鹿屋市新規就農者就農支援資金又は鹿屋市畜産担い手定着促進事業新規就農者就農支援資金の交付を受けた者
  - イ おおむね1年以上の農業経験があると認められる者
- (3) 青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けた者
- (4) 本市が推進する各種農業施策に協力的な者
- (5) 本市における市税の滞納がない者。ただし、本市への転入後1年を経過していない者については、本市転入前の住所地における市町村税の滞納がない者

(補助対象経費)

**第3条** 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、経営開始に必要な機械等の取得費とする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、予算で定める額以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1件当たりの補助金の額は100万円を上限とする。

(事前申請)

**第5条** 補助対象者は、規則第4条に規定する補助金の交付申請の前に、鹿屋市移住・定住者就農支援事業計画承認申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) カタログ、位置図、配置図、平面図及び立面図

(3) 見積書

(4) 本市における市税の滞納がないことを証明する書類又は本市転入前の住所地における市町村税の滞納がないことを証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付予定者の選定等)

**第6条** 市長は、前条の規定による事前申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の予定者(以下「交付予定者」という。)とすることが適当であると認めたときは、予算の範囲内で交付予定者として選定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付予定者を選定したときは、速やかに選定した交付予定者(以下「選定者」という。)に対し、鹿屋市移住・定住者就農支援事業計画選定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

3 選定者が補助金の交付申請をしようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(財産処分に係る承認申請等)

**第7条** 補助金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、補助金を活用し整備した機械等を処分しようとするときは、規則第20条の規定により、財産処分承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、機械等の処分を承認するときは、財産処分承認通知書(別記第4号様式)により受給者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第8条** 市長は、受給者が、この要綱に違反し、又は不正の手段等により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。